

熊本県歯

2年度 No.2

2020.11.30 発行

国保だより

～CONTENTS～

- ・新型コロナウイルス感染症の手当金
- ・豪雨災害の窓口負担免除の延長
- ・インフルエンザについて
- ・保険事業の補助
- ・接骨院・整骨院のかかり方
- ・第三者行為の届け出
- ・Q&Aコーナー
- ・お知らせ

従業員の方にもご回覧ください。県歯会ホームページからも閲覧できます。

新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金について

本組合では、被保険者が新型コロナウイルス感染症に**感染した場合**又は**発熱等の症状があり感染が疑われた場合**に、その療養のため労務に服することができなかった期間、傷病手当金を支給します。

●対象者

甲種組合員又は後期高齢組合員が開設又は管理する病院、診療所にて歯科医業に従事し、給与の支払いを受けている被保険者

種別	対象可否
甲種組合員	上記条件に該当する方は○(個人事業主は×)
乙種組合員	○
後期高齢組合員	×
家族	歯科医業に従事している方は○

●支給対象日

療養のために労務に服することができなくなった日から起算して **3日経過した日(4日目)** から労務に服することができない期間。

●申請について

詳しい事や申請の方法については本組合までお尋ねください。

※自己判断での欠勤等は対象外となります。

※有給休暇や役員報酬等で給与が発生している場合は対象外となります。

令和2年7月豪雨にかかる窓口負担の免除

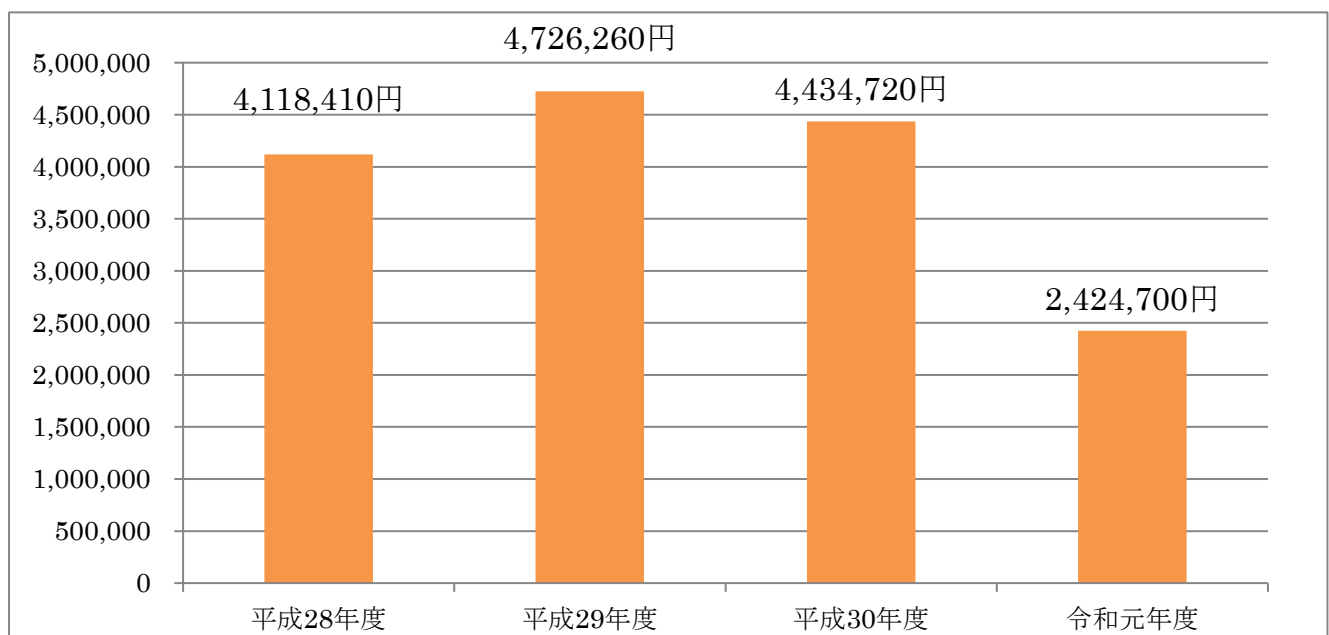
本組合では、豪雨災害により被災し、罹災証明書の要件に該当する被保険者の医療機関等での窓口負担(一部負担金)について、**令和2年12月診療分**まで免除することに決定しました。

医療機関窓口での**口頭申告にて免除**となります。

また、すでに一部負担金を支払われている方は本組合より還付をおこないますので、ご連絡ください。

インフルエンザの季節がやってきます

インフルエンザ 年度別費用額【歯科医師国保】



今年もインフルエンザの季節がやってきました。今年は特に感染症に気をつけなければなりません。新型コロナウイルスの感染対策にも言えますが**手洗い・うがい、換気、マスク等々**一般的な感染症対策で防げます。流行した新型コロナウイルス感染症を予防するために、皆さんが感染対策を講じることで、**インフルエンザも予防**することができます。昨年度の本組合加入者のインフルエンザに係る費用額は例年の約半額となりました。今後も感染症に感染しないように対策の徹底をお願い致します。

保健事業の補助申請について

保健事業(健康診断、インフルエンザワクチン接種等)の補助申請は対象年度内にお願いいたします。申請期間を過ぎますと補助が出来ませんのでご注意ください。



【補助対象期間】令和2年4月1日～令和3年3月31日

【申請期間】令和2年4月1日～令和3年3月31日

年度末は申請が多く補助給付の手続きにお時間をいただきます。

各種申請書類をホームページ「[国保組合からのお知らせ](#)」に掲載しております。

熊本県歯科医師国保



Q すべて 画像 地図 ニュース ショッピング : もっと見る 設定 ツール

約 115,000 件 (0.51 秒)

国保組合からのお知らせ | 一般社団法人 熊本県歯科医師会

www.kuma8020.com > kokuhio

熊本県歯及び口腔の健康づくり推進条例」が、平成22年10月8日(金)9月定例会議会で諮られ、賛成多数により可決成立し、11月1日より施行されました。

※申請書は新しい様式でのご提出をお願いいたします。

※申請は事業所単位でまとめてご提出ください

【提出の際の注意点】

(1)各申請書をダウンロードしていただき、領収書と一緒にご提出ください。

(2)領収書には必ず、**金額、氏名(受診者氏名)、〇〇ワクチン接種代として(B型肝炎ワクチン・インフルエンザ等)**と明記されている領収書の提出をお願いいたします。

※歯科医院名では不可です。

接骨院・整骨院のかかり方

(注)健康保険が「使えるもの」と「使えないもの」があります！



1、接骨院・整骨院で健康保険が使えるのはどんな時？

◆骨、筋肉、関節のケガや痛みで、その負傷原因がはっきりしているとき。

例)日常生活やスポーツ中に転んで膝を打ったり、足首を捻ったりして急に痛みがでたようなとき。

◆医師や柔道整復師に、骨折、脱臼、打撲、捻挫、挫傷(肉ばなれを含む。)

と診断又は判断され、施術を受けたときです。(但し骨折及び脱臼については、応急手当をする場合を除きあらかじめ医師の同意を得ることが必要です。)

※このような場合には保険は使えません

◆単なる(疲労性・慢性的な要因からくる)肩こりや筋肉疲労。

◆脳疾患後遺症などの慢性病や症状の改善のみられない長期の施術。

◆保険医療機関(病院、診療所、整形外科など)で同じ負傷等に対し治療中のもの。

◆労災保険が適用となる工作中や通勤途上での負傷。



2、治療を受ける時の注意

◆健康保険は治療を目的としたものであり、上記※のように健康保険の対象にならない場合がありますので、負傷の原因(いつ・どこで・何をして、どんな症状があるのか)は正確にきちんと伝えましょう。

外傷性の負傷でない場合や、負傷の原因が労働災害に該当する場合又は、通勤途上におきた負傷は健康保険が使えません。

◆療養費支給申請の内容(負傷原因、負傷名、日数、金額)をよく確認して、署名または捺印をしてください。

◆同じ月内に複数の接骨院・整骨院への通院は控えるようお願いします。

◆施術が長期にわたる場合は内科的要因も考えられますので医師の診察を受けましょう。

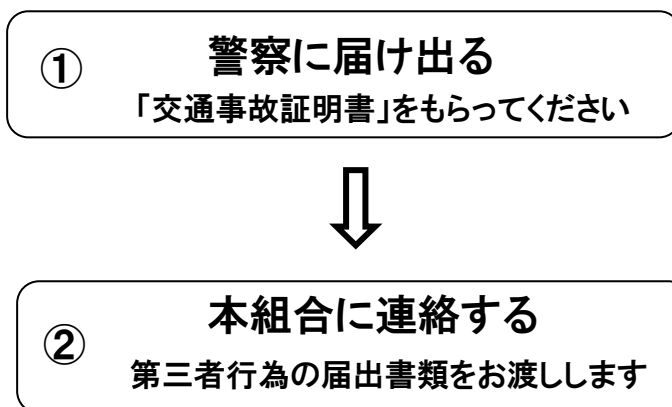
◆平成22年9月の施術分より、窓口支払いの領収証が無料発行されることになりました。医療費控除を受ける際に必要になりますので、大切に保管しましょう。



交通事故等の治療で国保を使用する場合の届出

交通事故等の被害者は、本来、治療費を加害者が支払い、ケガの治療をすることになりますが、加害者がすぐに損害賠償をしてくれない等の場合には国保で治療を受けることができます。

しかし、国保からの給付はあくまで一時の立て替えとして治療費を出して、その後に加害者に請求しますので、国保を使用する場合は必ず本組合へ届け出ることが必要です。



※届け出る前に加害者と示談を結んでしまうと、内容次第で本組合が加害者に対して請求ができなくなります。示談を結ぶ前に必ず届け出てください。

こんな時どうするの？



Q. 従業員の住所が変わりました。

A. 本組合では従業員(乙種組合員)の住所は管理しておりません。

ご自身で保険証の裏側に新しい住所をご記入ください。(県外へ転出の場合は本組合までご連絡ください)

※院長先生(甲種組合員)場合は届出が必要です。

『医療費通知』(令和2年5月～8月診療分)の送付

2年5月～8月に医療機関へ通院された方には、医療費通知(別添のハガキ)を送付しております。乙種組合員(従業員)の分も該当される方がいれば同封しておりますので、直接ご本人にお渡しください。

また、退職されている方の医療費通知も同封しております。ご郵送頂くようお願いいたします。

『ジェネリック医薬品に関するお知らせ』(令和2年8月分)の送付

8月に調剤を処方された方で処方医薬品とジェネリック医薬品の差が100円以上の方にはジェネリック医薬品に関するお知らせを送付しております。乙種組合員(従業員)の分も該当される方がいれば同封しておりますので、直接ご本人にお渡しください。

～編集者録～



あっという間の12月、今年もあと1ヵ月です。
今年とは違う日常で、新型コロナウイルスの感染拡大に始まり、県南地区では豪雨災害と・・・思い返しているともう12月!?です。
今年には忘年会等ありませんが全力で2020年を終えたいと思います。
最近、昔のテレビを見ていたら、あれ?こんなに出演者の間隔って狭かったっけ?と逆に以前の事が不思議に感じるようになりました。慣れって怖いです。
さてさて、年末年始はどう過ごそうかな・・・

(N・T)

熊本県歯科医師国民健康保険組合
〒860-0863 熊本市中央区坪井2丁目4番15号
Tel 096-343-0419 Fax 096-343-0421
<http://www.kuma8020.com/kokuho/>